

令和 6 年度柏市指定障害福祉 サービス事業所等集団指導

令和 6 年 5 月
柏市福祉部指導監査課

はじめに

日頃より本市障害福祉行政に御理解，御協力を賜り誠に感謝申し上げます。

さて，本資料では令和6年度障害福祉サービス等報酬改定についてや経過措置があるもの，事業所からお問い合わせが多かった事項等について説明していきます。

事業者の皆様におかれましては、

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号)」

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年こども家庭庁告示第3号)」

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

他にも各種通知やQ&A等についてもご一読いただくようお願い致します。

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示 11

意思決定支援の推進

個別支援計画の作成等

障害福祉サービスの提供にあたり、障害福祉サービス事業所において個別支援計画書の作成が必要となります。

個別支援計画書が適切に作成されていない場合には個別支援計画未作成減算が適応される場合がございます。

令和6年度の報酬改定に伴い、計画作成の流れについて変更がありましたので、ご注意ください。

また、指定基準において、各サービスの個別支援計画について、**指定計画（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならない**こととなりました。

【参考】個別支援計画の作成手順について①

1 アセスメントの実施（利用者、家族との面接方式にて実施）

- ① 利用者の有する能力，環境，日常生活全般の状況の把握
- ② 利用者の希望する生活，課題等の把握
- ③ 必要な情報を整理し，適切な支援内容の検討
- ④ 意思決定に困難を抱える者の意思及び選好，判断能力等の把握

2 個別支援計画（原案）の作成

計画（原案）には，「利用者及び家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，サービスの目標及び達成時期，サービスを提供する上での留意事項，他サービスとの連携等」を記載する。

3 個別支援計画作成にあたる担当者会議の開催

該当利用者のサービス提供に関わる従業者を招集し，計画の原案内容について意見を求める。**利用者本人の参加（原則）**

【参考】個別支援計画の作成手順について②

4 個別支援計画の作成

担当者会議の意見等を踏まえて個別支援計画を作成する

5 個別支援計画の説明及び同意

サービスの提供の開始前に計画の内容を利用者またはその家族に説明し、文書により同意を得る。

6 個別支援計画の利用者への交付

同意を得た計画を利用者へ交付し、利用者へのサービス提供を開始する。

7 個別支援計画の見直し

① モニタリングの実施（個別支援計画に基づいたサービス実施状況の把握）

- ・継続的なアセスメント
- ・定期的な利用者への面談
- ・定期的なモニタリングの結果を記録

② 計画の変更が必要かどうか見直しの検討を少なくとも6か月に1回以上実施する。変更する場合は1に戻る

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、小児療育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

障害者の虐待防止・身体拘束等の適正化について①

1 障害者の虐待防止について

令和4年度より義務化されている虐待防止の取組について、施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）が創設されました。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に行き開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ること。（1年に1回以上）※
- ② 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行き実施すること。（年に1回以上）
- ③ 上記措置を適切に行き実施するための担当者を置くこと。

（虐待防止責任者の配置）

※虐待防止委員会と身体拘束適正化のための委員会においては一体的に行き設置、運営することが可能。

障害者の虐待防止・身体拘束等の適正化について②

【参考】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について （一部抜粋）

虐待の防止（基準第40条の2）

基準第40条の2第1号の虐待防止委員会の役割は、以下の3つがある。

- ①虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ②虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ③虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めるものとする。

障害者の虐待防止・身体拘束等の適正化について③

2 身体拘束等の適正化について

令和4年度より義務化されている身体拘束の適正化について身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げられました。訪問・通所系サービスについては、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直されました。

(参考) 身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。(1年に1回以上)
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。(1年に1回以上)

障害者の虐待防止・身体拘束等の適正化について④

【参考】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（一部変更点の抜粋）

身体拘束等の禁止(基準第 35 条の 2)

- ・ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならないこと。
- ・ 身体拘束適正化検討委員会における対応状況については、適切に記録の上、5 年間保存すること。
- ・ 身体拘束適正化検討委員会において身体拘束等について報告するための様式に従い、身体拘束等について報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要である。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記されました。

【参考】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（一部変更点の抜粋）

基準第25条第3号については、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものであること。なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めること。

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

算定要件

- 以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

業務継続計画（BCP）の策定等について①

令和 3 年度報酬改定に伴い令和 5 年度中は努力義務規定とされていたBCPの策定等が令和 6 年度より義務化されました。それに伴い、BCPの策定の徹底を求める観点から、**感染症又は非常災害のいずれか又は両方のBCPが未策定の場合**、基本報酬を減算することとなります。ただし、その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとなっています。

※令和 7 年 3 月 31 日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算を適用しない。ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえ、令和 7 年 3 月 31 日までの間、当該減算を適用しない。（留意事項通知一部抜粋）

業務継続計画（BCP）の策定等について②

障害福祉サービス事業者は業務継続計画を策定する以外にも、業務継続計画に必要な研修及び訓練を定期的実施しなくてはなりません。

施設入所支援，障害児入所支援

研修及び訓練：年に2回以上実施

その他のサービス

研修及び訓練：年に1回以上実施

感染症まん延防止（衛生管理等）

業務継続計画のほか、感染症等の予防・まん延防止のための取組も令和6年度から義務化されました。

（参考）具体的な義務付けられている事項

- ・ 感染症等のまん延防止のための委員会を開催すること
- ・ 感染症等のまん延防止の指針を整備すること
- ・ 感染症等のまん延防止のための研修を実施すること
- ・ 専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」）を決めること

研修及び訓練：**年に2回以上**（訪問系・相談系サービスは年に1回以上）

委員会：**おおむね3ヶ月に1回以上**（訪問系・相談系サービスはおおむね6か月に1回以上）

厚労省感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

(療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）)

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

情報公表制度について①

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設されました。

事業所情報の公表とは独立行政法人福祉医療機構（WAM NET）が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」においてインターネット上で公表しているものです。

対象となるサービス

地域生活支援事業以外の障害福祉サービスすべて

（障害児入所支援は千葉県の管轄ですので柏市で情報公表については行っておりません。）

情報公表制度について②

情報公表について報告する時期

- ・新たに事業所の指定を受けたとき
- ・法人や事業所の名称，所在地等の情報に変更があるとき
- ・すでに報告を行っている事業所で，年に1回の情報更新するとき

(今年度の更新を行っていただくように，令和6年5月7日に独立行政法人福祉医療機構よりメールがすでに送られています。)

※注意

メールが届くのは事業所のメールアドレスではなく，独立行政法人福祉医療機構の法人情報に登録しているメールアドレスになります。登録しているメールアドレスを変更されたい場合には指導監査課障害事業者担当までご連絡ください。ただし，登録できるメールアドレスは1法人につき1つとなります。事業所単位ではありませんのでご注意ください。

また，ログインIDがわからなくなってしまった場合も指導監査課までお問い合わせください。

パスワードについてはログインIDを確認していただければ再発行できるようになっています。

居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止①

居宅介護のサービス提供責任者については、指定基準の解釈通知において、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を設けていましたが、質の向上を図る観点から、これが廃止となります。

居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止②

【参考】サービス提供責任者は下記の要件を満たした**常勤の従業者**から選任すること。

ア 介護福祉士

イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 2 号の指定を受けた学校又は養成施設において 1 月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修（以下「実務者研修」という。）を修了した者

ウ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）による改正前の介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員基礎研修を修了した者

エ 居宅介護従業者養成研修（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（平成 25 年厚生労働省告示第 104 号）による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号。）第 1 条第 2 号に規定する 1 級課程（以下「1 級課程」という。）をいう。）を修了した者

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

別添1

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験④**(OJT)については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを**原則**として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合**には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件④**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

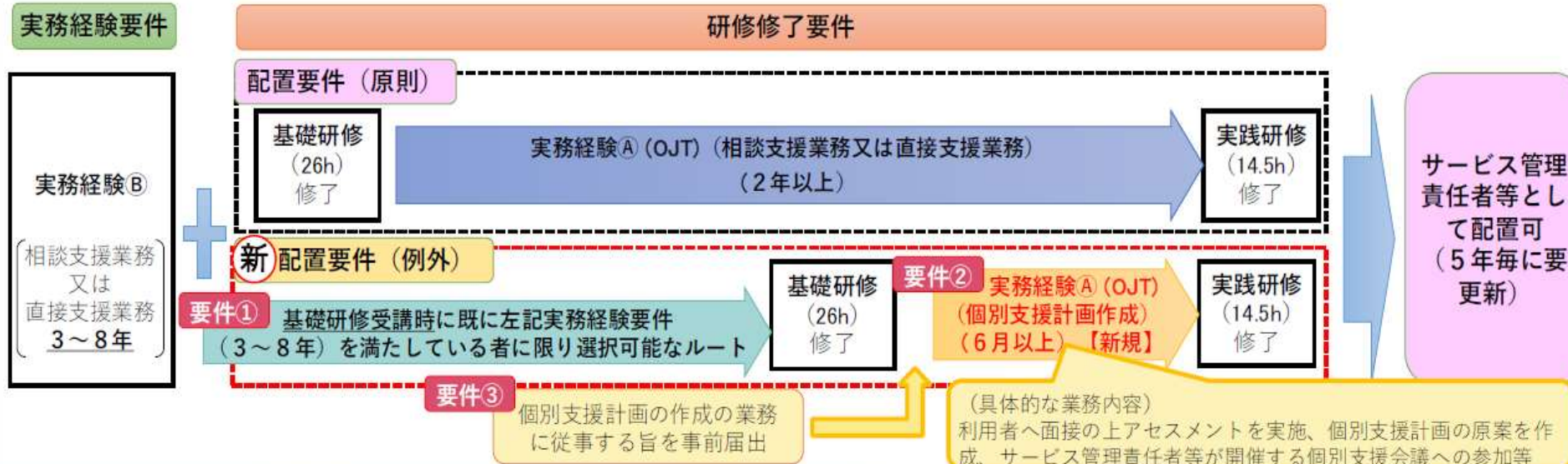
② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由**によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験④(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）



サービス管理責任者，児童発達支援管理責任者について①

1 実践研修期間の短縮について（OJT）

通常２年間の実務経験期間が必要だが，届出を出すことで実務経験期間を半年に短縮することが可能となる。

【要件】

ア 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務，直接支援業務３年～８年（保有している資格等によって期間は異なります））を満たしていること。

イ 実践研修の受講要件である実務経験（OJT）として，障害福祉サービス事業所等において，個別支援計画作成業務に従事すること。（勤務形態一覧表を作成する際にサービス管理責任者等としての配置と直接処遇職員等としての配置時間を分けて記載する必要があります）

ウ 上記業務に従事することについて，指定権者に届出を行うこと。（柏市では変更届の提出が必要となっています）

② やむを得ない事由による措置について

- ・ **やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間**（**最長**でサービス管理責任者等が欠いた日から**2年間**）サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。

要件①

実務経験要件

実務経験

相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年

※サービス管理責任者等の配置要件である研修が未修了でも、左記実務経験があればみなし配置可

やむを得ない事由による人員の欠如時以降、**1年間**サービス管理責任者等とみなして従事可能（現行どおり）

新

研修修了要件

基礎研修（26h）を修了

サービス管理責任者等欠如以前に修了済み

要件②

サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されている者

要件③

実践研修修了時まで（**最長**で欠如時以降**2年間**）サービス管理責任者等とみなして従事可能【新規】

期間経過後、継続してサービス管理責任者等として配置するには、配置要件における研修修了要件（実践研修まで修了）を満たす必要あり

サービス管理責任者，児童発達支援管理責任者について②

2 やむを得ない事由による措置について

サービス管理責任者等が退職，病休等の事業者の責に帰さない理由により欠如した場合であって，かつ，当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合に以下の要件を満たす者であれば配置することが可能となっている。

【要件】

ア サービス管理責任者等としての実務経験要件（相談支援業務，直接支援業務3年～8年（保有している資格等によって期間は異なります））を満たしていること。

※サービス管理責任者基礎研修の受講状況に関わらず①を満たしていれば欠如した日から1年間配置することが可能となっている。

サービス管理責任者，児童発達支援管理責任者について③

2 やむを得ない事由による措置について

【要件】

イ サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修修了者である。

ウ サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されている。

ア～ウの要件を全て満たしている当該者については実践研修修了までの間（最長２年間）やむを得ない事由による措置としてサービス管理責任者等としてみなしの配置が可能となります。

サービス管理責任者，児童発達支援管理責任者について④

サービス管理責任者等の研修について

旧体系のサービス管理責任者の修了者（令和2年度以前）は更新研修を修了していない場合，令和6年4月よりサービス管理責任者等として配置できません。この場合は，サービス管理責任者等欠如減算の該当となる恐れがあります。必ず事業所でご確認ください。

また，令和3年度中に基礎研修を受講した方については実践研修修了までの間（最長3年間）サービス管理責任者等としてのみなしの配置が可能となっています。

各種届出（加算，変更，廃止，休止） の提出期限について

加算届

15日（閉庁日の場合は前営業日）までの提出で翌月1日より算定可能。

変更届

変更事象が発生して10日以内の提出をする必要がある。

休止・廃止届

休止，廃止の予定日の1ヶ月前までに利用者の次の利用先を見つけたうえで届出を提出する必要がある。